| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|--------|---|---------------|--|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和6年度 | | | |
| 基本設計業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 30 を超えない額 (1 億円上限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 (1 億円上限) ◆工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 30 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◆工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | 不可能 | ●前払金を支払っている場合当該会計年度の出来高見込額から前払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う●前払金を支払っていない場合当該会計年度の出来高見込額を支払う |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|---------|---|---------------|--|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和7年度 | | | • |
| 実施設計業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 30 を超えない額 (1 億円上限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 | | ●前払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金で支払った金額を差し引い た金額を支払う ●前払金を支払っていない場合 |
| 解体設計業務 | 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 (1 億円上限) ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 | | 当該会計年度の出来高見込額を支払う |
| 事前調査業務 | 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 30 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | 不可能 | |
| プール解体業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額 (1 億円上限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額 した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額 した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | | |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|---------------------------|--|-----------------------------------|--|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和8年度 | | | |
| プール建設業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額 (1 億円上 | 部分払金=各業務金額相当額× (90/100-前払金額/契約金額) | ●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額 |
| | 限) | ●債務負担行為に係る契約の部分払いの特則 | を差し引いた金額を支払う |
| | ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 | 部分払金=各業務金額相当額×90/100-(前会計年度までの支払金 | ●前払金、部分払金を支払っていない場合 |
| /+ ★ \$\\\\ 7 \(\dagger\) | ─ 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 | 額+当該会計年度の部分払金額)-{各業務金額相当額-(前年度ま | 当該会計年度の出来高見込額を支払う |
| 体育館建設業務 | ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額 | での出来高予定額+出来高超過額) }×当該会計年度前払金額/当該 | |
| | した場合 | 会計年度の出来高予定額 | |
| | 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済み | | |
| | の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う | | |
| | ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額 | | |
| | した場合 | | |
| | 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 | | |
| | 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | | |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|---------|--|--|--|
| 条件 | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和9年度 | | | |
| プール建設業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額 (1 億円上 | 不可能 | ●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額 |
| 体育館建設業務 | 限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 | 个可能 | を差し引いた金額を支払う ●前払金、部分払金を支払っていない場合 |
| 体育館解体業務 | 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額 | 部分払金=各業務金額相当額× (90/100-前払金額/契約金額) | 当該会計年度の出来高見込額を支払う |
| | した場合 単類後の火港会社 年度の出来宣見 15年の100 八の 40 かと 平質文ス | ●債務負担行為に係る契約の部分払いの特則 | |
| | 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う | 部分払金=各業務金額相当額×90/100- (前会計年度までの支払金 | |
| 校舎建設業務 | ○ 同仏並領を定し方いた領に相当りる領以内の前仏並を又払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額 した場合 | 額+当該会計年度の部分払金額) - {各業務金額相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該 | |
| | 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | 会計年度の出来高予定額 | |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|----------|--|---------------|---|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和 10 年度 | | | |
| 校舎建設業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額 (1 億円上限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額 した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額 した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | | ●前払金、部分払金を支払っている場合当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額を差し引いた金額を支払う●前払金、部分払金を支払っていない場合当該会計年度の出来高見込額を支払う |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|----------|---|-----------------------------------|---|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和 11 年度 | | | |
| 校舎解体業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額(1 億円上 | 不可能 | ●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額 |
| 外構解体業務 | 限) ■当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額 した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | 部分払金=各業務金額相当額× (90/100-前払金額/契約金額) | を差し引いた金額を支払う ●前払金、部分払金を支払っていない場合 当該会計年度の出来高見込額を支払う |
| 校庭整備業務 | | 耐力払金ー谷業務金額相当額 < 50/100 | 当政公司予及の日本向元 応頼を 又 447 |

| | 前払金 | 部分払い | 業務完了後の支払い |
|----------|---|---------------|---|
| | 保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5 項に規定する保証契約を締結した場合 | 発注者の検査に合格した場合 | 工事が完了、発注者の検査に合格した場合 |
| 令和 12 年度 | | | |
| 外構解体業務 | ●当該会計年度の出来高見込額が 100 万円以上 10 億円未満 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 を超えない額 (1 億円上限) ●当該会計年度の出来高見込額が 10 億円以上 | | ●前払金、部分払金を支払っている場合 当該会計年度の出来高見込額から前払金、部分払金で支払った金額 を差し引いた金額を支払う ●前払金、部分払金を支払っていない場合 |
| 校庭整備業務 | 当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 10 を超えない額 ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が増額した場合 増額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 40 から受領済み | 不可能 | 当該会計年度の出来高見込額を支払う |
| | の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を支払う ◇工事内容の変更にともない当該会計年度の出来高見込額が減額 した場合 受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高見込額の 100 分の 50 を超えるときは、超過額を発注者へ返還 | | |